

国自安第 10 号の 2
令和 6 年 4 月 30 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

指導講習の内容を ICT 機器により自動で配信する場合の取扱いについて

標記について、別添のとおり指導講習認定機関あて通知したところであるが、貴局におかれてはこれを了知するとともに、引き続き、指導講習の業務が適正かつ確実に実施されているかの実態の把握及び同機関への指導に努められたい。

国自安第10号
令和6年4月24日

各指導講習認定機関 御中

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

指導講習の内容を ICT 機器により自動で配信する場合の取扱いについて

旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条に規定する講習（以下、単に「講習」という。）の実施に際し、あらかじめ撮影された講習動画を ICT 機器を用いて自動で配信する講習（以下「eラーニング講習」という。）を実施する場合は、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 実施計画の提出

eラーニング講習の実施においては、従前の、講師と受講者が対面で行う講習（以下「対面講習」という。）と同等のサービスを受講者へ提供すること、対面講習と同等の効果を得られる動画を配信すること及び ICT 機器の適切な管理・運用等が求められることから、国土交通省令（※）において国土交通大臣に提出することとされている申請書を提出する際に、以下の「2. 実施にあたっての留意事項」及び「3. システム要件」を踏まえた eラーニング講習の実施方法を記載した書類も提出すること。

（※）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の9第4項において準用する同令第41条の2第2項及び第41条の5第2項、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第18条第4項において準用する同令第12条の2第2項及び第12条の5第2項

2. 実施にあたっての留意事項

- (1) eラーニング講習により実施することができる講習の種類は、基礎講習及び一般講習であること。
- (2) 講習の開始から終了までを、以下の3. に掲げる要件を備えたシステム（以下、単に「システム」という。）により実施することができるものであること。
- (3) 講習実施前に、運転免許証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定す

る個人番号カードをいう。)その他の書類により、講習を受講しようとする者であることを確認するものであること。

- (4) eラーニング講習を修了した受講者に対して、容易に改ざんすることができない電磁的方法により修了証明書を交付するものであること。
- (5) eラーニング講習の受講が可能な期間について、あらかじめ30日間の期間を指定するものであること。
- (6) システムに不具合が発生した場合に、当該不具合を修正する体制を構築すること。
- (7) システムに不具合が発生した際の対応や講習項目の内容等、受講者から問い合わせがあった場合における受講者との連絡体制を整えること。
- (8) システムの不具合その他の理由により講習を実施できなくなった場合は、代替講習の実施等、受講者に対する救済措置を速やかに講じることができる体制を構築すること。

3. システム要件

- (1) 生体認証符号等(個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。)を使用する方法により確実に個人を識別する機能を有すること。
- (2) 講習実施前に、2.(3)により確認した受講者を、顔認証機能等をはじめとする生体認証符号等を使用した方法により認証できるものであること。
- (3) 3.(2)により受講者本人が認証された場合において、講習を開始することができるものであること。
- (4) 講習実施中は、顔認証機能等をはじめとする生体認証符号等を使用した方法により、受講者本人及びその受講態度を、定期若しくは不定期に検知及び認証できるものであること。
- (5) 講習実施中、受講者に、居眠り、離席、他のウェブサイトの閲覧等、不適切な受講態度が確認された場合は、動画を停止する機能を有すること。
- (6) 未視聴部分の動画について、受講者が早送り(倍速再生等を含む)・スキップ等の操作をすることができないものであること。
- (7) 配信される動画は、明瞭な音声、映像により配信されるものであり、受講者が目視等により確実に内容が認識できるものであること。
- (8) 前各号に掲げるシステム要件については、すべて、システムにより自動で配信・制御等がなされるものであること。

4. 実績等の報告

「旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領」(平成24年国土交通省告示第458号)第9条第2号及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領」(平成24年国土交通省告示第459号)第9条第2号の規定に基づき、毎年度5月31日までに講習の実施結果を報告することとなっているところ、当該報告時に、別紙様式に従い、eラーニング講習の前年度実績について記載のうえ提出すること。

以上

